

＊ ＊ シャークスサポーターズクラブ 会則 ＊ ＊

(名称)

第1条 この会は、シャークスサポーターズクラブ（以下「SSC」という。）と称する。

(事務所)

第2条 SSCの事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 SSCは、荒川シャークスの活動を後援し、その援助をすることを目的とする。

(活動内容)

第4条 SSCは前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ① 荒川シャークスへの支援活動
- ② 荒川シャークスの活動の広報・宣伝・選手募集の協力
- ③ 会員相互の親睦を図ること
- ④ その他SSCの目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第5条 SSCの会員の資格は、次にあげる者とする。

- (1) 正会員は、SSCの目的に賛同し、入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、SSCの事業を賛助するために入会登録を行った者とする。
- (3) 会員は、チームの方針・方向性を尊重し、理解する。
- (4) 会員は、チーム活動の支援をするが、無理することなく、各自が出来る事を出来る範囲で行う。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会を会長に申し出る。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 月 500円 年 6,000円
- (2) 賛助会員 年 3,000円

(退会)

第8条 会員は、退会を会長に申し出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
会計	1名
監査役	1名

(役員職務)

第10条 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。

3 幹事は、練習、大会及びその他の行事についてチームと連絡調整をする。

5 会計は、SSCの出納事務を担当する。

6 監査は、SSCの業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第11条 会長の選任は、保護者以外の会員から選出する。

2 副会長は会長が指名する。

3 幹事、会計、監査は、全会員の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第14条 SSCの総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 会則、事業等の改廃

(2) 事業計画並びに収支予算及び決算

(3) SSCの解散

(4) 役員選任及び解任

(5) その他SSCの運営に関し重要な事項

3 SSCの会議は、会長が召集する。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 総会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、幹事、会計をもって構成する。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(例会)

第16条 年3回程度例会を行い、事業報告や会員の親睦を図る。

(事業年度)

第17条 SSCの事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第18条 SSCの会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

3 SSCは、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第19条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

① 会員との連絡が取れなくなった場合。

② 2年以上、活動実績がない場合。ただし、休会を申し出た場合は、この限りでない。

③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(その他)

第20条 この会則に定めない事項については、その都度会長が判断することとし、必要に応じて理事会で定めるものとする。

付 則

1 この会則は、令和2年4月1日から施行する。